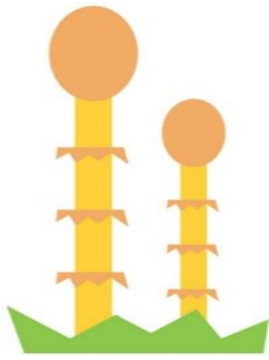


市場事務所便り

社会保険労務士 市場 敬将



〒381-1231
長野市松代町松代908
電話：026-278-3555 F A X：026-278-3540
e-mail：ima@ichiba-sr.com URL：www.ichiba-sr.com

子の看護休暇・介護休暇～時間単位での取得が可能に

◆施行は2021年1月

「病院に寄ってから出勤したいけれど、半日の休みは必要ない……」「急な迎え要請で少しでも早く帰りたい……」、そんな育児や介護を行う労働者が子の看護休暇や介護休暇を柔軟に取得できるよう、育児・介護休業法施行規則等が改正され、時間単位で取得できるようになりました。改正のポイントは以下のとおりで、施行は2021年1月からです。

改正前

- ・ 半日単位での取得が可能
- ・ 1日の所定労働時間が4時間以下の労働者は取得できない



改正後

- ・ 時間単位での取得が可能
- ・ すべての労働者が取得できる



◆制度導入におけるポイント（厚労省Q&Aより）

- 「分」単位で看護・介護休暇を取得できる制度を既に導入している場合は、法を上回る内容になっているため、別途、時間単位で取得できる制度を設ける必要はない。
- 時間単位での看護・介護休暇を取得する場合の「時間」は、「1日の所定労働時間数未満の時間」とし、1日の所定労働時間数と同じ時間数の看護・介護休暇を取得する場合には、日単位での看護・介護休暇の取得として取り扱う。
- 「中抜け」による時間単位での取得を既に認めている場合、法を上回る望ましい取扱いであるため、改正後に「中抜け」を想定しない制度に変更する必要はない。
- フレックスタイム制度のような柔軟な労働時間制度が適用される労働者であっても、申出があった場合には、時間単位で看護・介護休暇を取得できるようにしなければならない。
- 労働者にとって不利益な労働条件の変更になる場合は、労働契約法の規定により原則として労使間の合意が必要になる。
- 制度の弾力的な利用が可能となるよう配慮することが求められる。

時間外労働上限規制 2020 年 4 月から中小企業も適用に

◆ 4 月から中小企業も適用に

「働き方改革」の下、昨年 4 月から大企業を対象に時間外労働の上限規制が始まりました。時間外労働の削減については多くのメディアでも取り上げられてきており、各企業で多様な取組みがなされているところですが、いよいよ今年の 4 月から中小企業も規制の対象となります。

中小企業で猶予されていた月 60 時間を超える時間外労働の法定割増賃金率 50% 以上の規定についても、2023 年から適用が始まりますので、長時間労働が常態化している会社において、残業時間削減の取組みは、経営上無視できない問題となっています。

◆ 労働時間は減少傾向に

実際、労働時間自体は全体的に減少傾向にあるようです。直近の厚生労働省が 2 月に公表した毎月勤労統計調査令和元年分(速報)によると、労働時間(1 人平均)は総実労働時間 139.1 時間と前年比 2.2% 減となったそうです(うち、所定内労働時間は 128.5 時間(同 2.2% 減)、所定外労働時間は 10.6 時間(同 1.9% 減))。どの程度実態が伴っているものなのかはわかりませんが、残業時間の上限に法的規制が加えられたことから、各企業で時間外労働等の削減に向けた取組みが進められていることは確かでしょう。

◆ 残業時間削減の取組み

残業時間削減の取組みとしては、「年次有給休暇取得促進の取組」、「従業員間の労働時間の平準化を実施」、「残業を事前に承認する制度

の導入」、「従業員の能力開発の実施や自己啓発の支援」、「IT 環境の整備」など様々なものがあります。厚生労働省では、現在、中小企業の事業主に向けて「働き方改革」の特設サイトを設けており、残業削減等の取組み事例や関連の助成金の情報をまとめて紹介しています。各企業で時間外労働の原因や適切な対策は異なりますが、自社の現況を踏まえて対応可能なところから始めてみてはいかがでしょうか。

【厚生労働省「働き方改革特設サイト」】

<https://www.mhlw.go.jp/hatarakikata/index.html>

2019 年の企業倒産状況～東京商工リサーチ調査

◆ 倒産件数が 11 年ぶりに増加

東京商工リサーチの調査結果によると、2019 年の全国の企業倒産件数(負債総額 1,000 万円以上)は 8,383 件(前年比 1.7% 増)で、リーマン・ショックが起きた 2008 年以降、11 年ぶりに前年を上回りました。一方、負債総額は 1 兆 4,232 億(同 4.1% 減)と、過去 30 年間で最少を更新しました。

なお、2020 年 1 月度の倒産件数は、773 件(前年同月比 16% 増)でした。こちらも約 11 年ぶりに 5 か月連続の増加となりました。

◆ 産業別では？

産業別の倒産件数は、飲食業等の「サービス業他」が 2,569 件(前年比 2.2% 増)で最も多く、4 年連続で増加しました。これは主に消費税引上げに伴うものと考えられます。

次に、「建設業」が 1,444 件(同 0.9% 増)で、11 年ぶりに増加しまし

た。また、「小売業」、「製造業」、「運輸業」、「情報通信業」「農・林・漁・鉱業」が前年よりも増加しています。

◆「人手不足倒産」が深刻化

また、人手不足に関連する倒産は426件（前年比10%増）で、2013年調査開始以来、最多を更新しました。その内訳は、「後継者難」が最も多く270件（同2.8%減）で全体の6割超を占めています。「後継者難」による倒産は中小企業に多く、事業承継がスムーズに移行できないケースや、誰にも後継ぎをさせずに自分の代で終わらせるケースが多いようです。

次に、「求人難」が78件（同32.2%増）、「従業員退職」が44件（同83.3%増）、「人件費高騰」が34件（同30.7%増）と続きました。社員の定年退職や中核社員の独立、転職により人材が減少する一方で、新たな人材確保が難しくなっていることが問題となっています。

◆新型コロナウイルスの影響は？

現在、新型コロナウイルスの感染拡大により、中国に事業所や工場を持つ企業は現地での感染拡大防止への対応等で生産活動に影響が出ています。また、訪日客の減少によるインバウンド需要も減少し、日本国内の飲食店や宿泊施設にも影響を及ぼすことによる今後の倒産件数への影響が懸念されます。

～所長のひとこと～

「昨年(2019年)10月の消費税増税」「台風19号の被害」「働き方改革に伴う企業の負担増」「新型コロナウイルスの影響」、当事務所の顧問先にとって

「これでもか」というマイナス(負)の連続です。

そこに政府の体たらく（桜、検事の定年延長、選挙違反、IR等々）が重なり、多くの経営者の方々に絶望感、脱力感を与えています。私も聖人ではなく、俗人ですので、理想論をふりかざすつもりは全くありませんが、せめて「自己保身の為に見え透いたウソを言わない」「全責任を取らなくていいので、自分の言葉ぐらいには責任を持つ」「国民は汗水たらして必死に生きていることを少しは理解する」ぐらいのことはお願いしたいと思います。愚痴の連続になってしまいましたが、令和が良い時代になるか否か、日本は正念場を迎えている気がします。

～今月のことば～

日本は敗戦により戦前・戦中の軍国主義を深く反省し、一貫して世界でもっとも武力行使に用心深い、平和主義的文化の社会を営んできた。・・・過去の植民地支配の自覚と反省も徐々に共有化され、そうした自覚を欠く欧米先進国より進んだ取り組みがなされてきたのです。

そのように一步一步積み上げてきたすぐれた遺産を、二十一世紀になって、嫌韓・嫌中の感情の爆発で捨て去ってしまうのは、あまりにももったいない。韓国（人）がまちがったことをいっているなら、「それ、おかしくない？」と試してみればいい。中国がけしからんことを主張するのなら、「その根拠は何ですか？」と聞いてみればいい。欧米が自分のことは棚に上げて日本を批判していると感じたら、「それではあなたの国は自国の過去の負の側面にどう向かい合っているのですか？」と訊いてみればいい。

ただそこで大切なことは、その問い返しが単に「中韓や欧米だって悪いことをやってきたのだから、日本がやって何が悪いのか」という自己や日本の正当化のためであってはならない、ということです。

『「歴史認識」とは何か
対立の構図を超えて』
著 大久保昭
聞き手 江川紹子

～事務所よりひとこと～

“コロナウィルス”の報道を毎日耳にし、感染してしまった人は、年齢・性別・所在地・勤め先が明かされ、まるで犯罪者かのように言われているような気がします。コロナウィルスの流行により、世の中からマスクが消え、デマによりトイレットペーパーにティッシュペーパーまでもが手に入らない状況になりました。『デマ』と分かっているにもかかわらず、家に在庫が沢山持って居る人までもが買い求める行列に並び買い求めて行きます。テレビのインタビューで「デマと分かっているにもかかわらず買っちゃうよね」と答えている人がいましたが、大半の人がこの気持ちで買い求め、『デマ』の情報が本当にトイレットペーパーが手に入らない状況になってしまいました。このような状況を『予言の自己成就』と言うようですが、情報に踊らされ行動するのではなく、冷静な判断で行動する事が必要だと思いました。

「コロナウィルスに感染しない！」と自分自身に暗示を掛け、終息するのを待ちたいと思います。(中村)



お知らせ

令和2年3月(4月納付分)より健康保険料率が変わります。

1000分の97.0

(本人負担分1000分の48.5)

・介護保険該当者

1000分の114.9

(本人負担分1000分の57.45)

随時、保険料案内を送付しておりますので、お手数ですが4月支払の給与より(当月控除の事業所は3月支払の給与より)保険料の変更をお願い致します。

ご不明な点は、当事務所までお問い合わせください。